

阪神・淡路大震災を踏まえた地震防災計画

齋藤富雄
兵庫県防災監

兵庫県では、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害に対する備えや災害発生時の対応のあり方を再点検し、平成8年、10年の2度にわたり、地域防災計画（地震災害対策計画）を全面的に修正した。主な修正内容は次のとおりである。

1 地震被害想定の実施

県内に大きな被害をもたらす可能性がある5つの地震について、被害想定を実施し、その結果を計画に盛り込んだ。

- ・本想定は、兵庫県初の本格的な地震被害想定である。
- ・季節・時刻（6つの時間帯）ごとの死傷者数を想定した。
- ・想定プログラムを地震被害予測システムとしてフェニックス防災システムに組み込み、災害応急対策にも活用している。

2 県の防災体制の充実

災害による被害を最小限に押さえるため、初動体制を中心に県災害対策本部の機能をハード、ソフト両面にわたり強化したほか、ボランティア支援、医療、備蓄、緊急輸送など、県の防災体制の強化を図った。

(1) 県庁防災（危機管理）組織体制の整備

- ・「防災監」の設置
- ・消防・防災主管課の充実 等

(2) 災害対策要員の確保

- ・24時間監視即応体制の整備
- ・災害待機宿舎の整備 等

(3) 情報通信システムの整備

- ・フェニックス防災システムの運用
- ・兵庫衛星通信ネットワークの運用・管理 等

(4) 効果的な防災訓練等の実施

- ・各種防災訓練の実施
- ・ひょうご防災カレッジの開設 等

(5) 災害救援専門ボランティア制度の創設

(6) 災害対策センター（仮称）の整備

3 防災協力体制の確立

大規模災害に備えるため、防災関係機関、関係団体等の縦横の連携体制をさらに強化したほか、府県間、市町間等の相互応援協定の締結・運用や、恒久的な災害救援組織の検討など、広域的な防災協力体制の確立を図っている。

(1) 関係機関との連携強化

- ・報道機関との報道協定
- ・食料、生活必需品の供給協定
- ・トラック協会、建設業協会、警備業協会との協力協定 等

(2) 広域的危機管理システムの検討

(3) 広域防災体制の整備

- ・県内各ブロック市町相互応援協定
- ・近畿2府7県震災時等の相互応援協定

4 県民参加による防災体制の確立

自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるため、県民による自己備蓄や、消火・人命救出活動等への協力を促すほか、地域の自主防災組織の育成を強化するなど、県民参加による防災体制の確立を図っている。

(1) 自主防災組織の育成

(2) 安全・安心コミュニティ・ファイルづくりの推進

5 防災基盤の強化

堅牢でしなやかなまちづくりをすすめるため、都市の防災空間、防災拠点の整備、建築物等の耐震性の確保、災害に強い交通・ライフライン施設の整備を促進するほか、地盤災害の防止をはじめ国土保全対策を徹底するなど、防災基盤の強化を図っている。

(1) 都市の防災構造の強化

(2) 建築物等の耐震性の確保

(3) ヘリポートの確保

- ・消防防災航空隊の設置
- ・ヘリコプター臨時離着陸場適地の指定

(4) 広域防災拠点の整備

① 三木震災記念公園（仮称）

② 西播磨広域防災拠点

(5) 調査研究体制の整備